

## 栄区制30周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、栄区制30周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、栄区が区制30周年を迎える記念の年にふさわしい各種事業を実施することを目的とする。

(役割)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 記念事業の普及・啓発、区民の参加意識の盛り上げに関すること。
- (2) 記念事業の実施に関すること。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる団体等の構成員をもって組織する。

2 委員会には、委員、顧問、参与を置く。

(理事)

第5条 委員会に理事を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- 2 理事は、委員の互選により選出する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務の運営上必要な事項を審議、検討を行う。
- 4 理事は、緊急、軽微な案件について、第3条に挙げた役割を行うことができる。この場合、次に開催される委員会においてその旨を報告することとする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監事 2名
- 2 役員は、理事の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を招集し、議長となるほか、会務全般を掌握する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のある時は、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を行う。
- 4 監事は、委員会の会計を監査する。

(理事会)

第8条 理事会は会長が招集しその議長となる。

- (1) 理事会は理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成員の任期)

第9条 構成員の任期は、栄区制30周年記念事業の終了後、最初に開催する委員会の解散時までとする。

(会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じて開催する。

(顧問、参与)

第11条 顧問及び参与は、委員会の求めに応じて必要な助言等を行う。

(部会)

第12条 委員会に、次の部会を置く。

(1) 栄区で実施される栄区制30周年記念事業の盛り上げの創出のため、賑わい部会を置く。

(2) 団体及び企業等への協賛依頼を行うため、協賛依頼部会を置く。

(財務)

第13条 委員会の経費は、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

ただし、平成26年度の会計年度は、施行日をもって始めるものとする。

(事務局)

第14条 事務局は、栄区役所総務課内に置く。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この規約は、平成27年3月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月17日から施行する。